

南魚沼市と株式会社アールビーズとのスポーツ振興に関する包括連携協定書

南魚沼市(以下「甲」という。)と株式会社アールビーズ(以下「乙」という。)は、南魚沼市における地域協働事業(以下「協働事業」という。)の実施について、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 協働事業は、甲及び乙が多様な連携を通じて、双方が互いの資源や魅力を活かした事業に協働して取り組むことにより、地域社会の活性化と市民の健康づくりの推進に資することを目的として実施する。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために次の連携事項に取り組むものとする。また、連携事項を効果的に推進するために定期的に協議を行い、具体的な項目に関しては協議の上、決定するものとする。

- (1) スポーツ振興及び健康増進の普及促進に関すること
- (2) スポーツ振興及び健康増進関連のイベントに関すること
- (3) スポーツを通じた地域活性化に関すること
- (4) 青少年の健全育成に寄与するスポーツに関すること
- (5) 障がい者スポーツの普及促進に関すること
- (6) その他市民サービスの向上とスポーツ観光に関すること

(協定内容の変更及び解約)

第3条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲乙が協議の上、本協定を変更し、又は解約することができるものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た情報は漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲乙が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれが署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年9月2日

新潟県南魚沼市六日町180番地1
(甲) 南魚沼市

市長

环 吾男

東京都渋谷区神宮前2-4-12
(乙) 株式会社アールビーズ

代表取締役社長

橋本 浩朗